

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【公開番号】特開2016-7233(P2016-7233A)

【公開日】平成28年1月18日(2016.1.18)

【年通号数】公開・登録公報2016-004

【出願番号】特願2014-127685(P2014-127685)

【国際特許分類】

A 6 1 B 90/20 (2016.01)

【F I】

A 6 1 B 19/00 5 0 7

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月29日(2017.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 6】

撮像部62は、第1関節部51の内部まで入り込んでいる。図3では、筒状部61および第1関節部51の中空部に設置される光学系621および撮像素子622を破線で模式的に示している。また、図3では、顕微鏡部6のうち第1関節部51の内部に入り込んで第1関節部51に対して筒状部61とともに回動する部分を1点鎖線で模式的に示している。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 4】

なお、本実施の形態3において、変倍スイッチ64および焦点距離変更スイッチ65等、筒状部61に設けられる他のスイッチに対して入力部カバーを設けてもよい。さらに、筒状部61の断面が円形状ではなく、一部を異形状としたり、筒状部61の外周に部分的に凸部を設けたりすることで、取付部82が筒状部61に対して回転してしまうのをより抑えることができるとともに、取付部82を筒状部61に装着する際の位置決めが容易となる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 7 6】

さらに、本実施の形態4によれば、取付部102は、顕微鏡部6へ取り付ける前の状態で薄い帯状をなしているため、かさばらず、変形により顕微鏡部6への取付が困難になるなどの不具合も起こりえない。したがって、滅菌ドレープ10は、出荷する際に梱包しやすい上、梱包材への収納効率にも優れており、安価で経済的である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0077

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0077】

なお、本実施の形態4において、筒状部61の断面が円形状ではなく、一部を異形状としたり、筒状部61の外周に部分的に凸部を設けたりすることで、取付部102が筒状部61に対して回転してしまうのをより抑えることができるとともに、取付部102を筒状部61に装着する際の位置決めが容易となる。このように筒状部61の形状が異形状であっても、取付部102を筒状部61に巻き付けて装着するため、取付部102を筒状部61に対して容易にフィットさせることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0079

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0079】

滅菌ドレープ13は、顕微鏡部6の先端に固定して取り付けられ、筒状部61に対する滑りを防止する機能を有する取付部131を有する。取付部131は、顕微鏡部6の外径より小さい径の円筒状をなす弾性部材からなる筒状部132と、筒状部132の高さ方向の端部であって顕微鏡部6の先端に対応する端部に設けられ、顕微鏡部6が被観察体からの光を集光する開口面を保護するカバーガラス133とを有する。取付部131は、実施の形態1の取付部12と同様の弾性部材を用いて構成され、外部から接触する物体の滑りを防止する機能を有する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0084

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0084】

取付部141は、顕微鏡部6の外径より小さい径の円筒状をなす弾性部材からなる筒状部142と、筒状部142の高さ方向の端部であって顕微鏡部6の先端に対応する端部に設けられ、顕微鏡部6の開口面を保護するカバーガラス143とを有する。

【手続補正7】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項12

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項12】

前記医療用観察装置は、

前記顕微鏡部が柱状をなして前記グリップ部としての機能を有し、

2つのアーム部および該2つのアーム部の一方を他方に対して回動可能に連結する関節部からなる組を少なくとも一組有し、先端部で前記顕微鏡部を該顕微鏡部の高さ方向の軸のまわりに回動可能に支持する支持部と、

前記顕微鏡部の側面であって撮像信号に基づく画像の上方に対応する側面に設けられ、前記アーム部の回動を許容する操作入力を受け付けるアーム操作スイッチと、

を備え、

前記入力部は、前記アーム操作スイッチを含むことを特徴とする請求項1～11のいずれか一項に記載の滅菌ドレープ。